

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度 松阪市国民保護協議会 松阪市防災会議
2. 開催日時	令和2年3月17日(火) 午後1時30分～午後3時15分
3. 開催場所	松阪市役所 本庁 5階正庁
4. 出席者氏名	(会長) 竹上真人 (委員) 秋葉雅章(代理)、森隆好、桑昌司(代理)、原田孝夫、佐竹元宏(代理)、植嶋一宗(代理)、伊藤嘉之、山路茂、永作友寛、武田一晃、山川良樹、廣田淳(代理)、藤井隆行(代理)、篠田勝司、成瀬猛司、西中克典、大井秀寿、廣野修、山田満、森本臣紀、小林昭彦(代理)、長島喜久雄、前川啓太、田上勝典、中西勇、鶴盛立美、堀端脩、世古佳清、八田久子、落合泰子、井上康之、久保敦子、山本清巳(代理)、竹上亀代司(代理)、伊藤松司 (事務局) 船木精二防災担当参事兼防災対策課長、小泉明弘防災担当主幹、今井里香管理担当主幹兼管理係長、大西正基防災係長、杉田幸平管理係員、関岡正繕防災係員、山中省真防災係員
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	記者2名
7. 担当	松阪市 防災対策課 北川・今井・杉田 電話 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

### 事項

#### 1 開会 会長(市長)挨拶

##### 松阪市国民保護協議会

- (1) 報告: テロ対策松阪・多気・明和パートナーシップの取り組みについて

##### 松阪市防災会議

- (1) 議事: 地区防災計画の計画提案 [港地区・大石地区]  
(2) 議事: 松阪地区防災計画の修正について  
(3) 議事: 松阪市避難所運営マニュアル(基本モデル)(案)について  
(4) 報告: 松阪市国土強靱化地域計画について  
浜岡地域原子力災害広域避難の概要について  
(5) その他

### 議事録

別紙のとおり

## 令和元年度 松阪市国民保護協議会・防災会議 議事録

■日時：令和2年3月17日（火） 午後1時30分～3時15分

■場所：松阪市役所 本庁 5階正庁

■出席者：別紙の通り

（事務局）船木精二防災担当参事兼防災対策課長、小泉明弘防災担当主幹、今井里香管理担当主幹兼管理係長、大西正基防災係長、杉田幸平管理係員、関岡正繕防災係員、山中省真防災係員  
（アドバイザー）三重大学大学院工学研究科准教授

■傍聴者：報道関係者2名

■議事：以下のとおり

（事務局）

定刻となりましたので、只今より令和元年度松阪市国民保護協議会および松阪市防災会議を開会させていただきます。皆様方におかれましては、お忙しいなか、ご出席いただき、ありがとうございます。まず、開会に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。

1 番上から

1 事項書

2 委員名簿

3 配席表

4 資料1 松阪市地域防災計画等の修正概要

5 資料2 令和元年度修正案 松阪市地域防災計画 新旧対照表

6 資料3 南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインの概要

7 資料4 松阪市南海トラフ地震防災対策推進計画 修正案

8 資料5 避難所運営マニュアル（基本モデル）の概要

9 資料6 松阪市避難所運営マニュアル基本モデル（素案）

10 資料7 令和元年度松阪市地域強靱化計画（案）

11 資料8 浜岡地域原子力災害広域避難の概要について

12 資料用の封筒

以上でございます。資料は全てお揃いでしょうか。不足の資料がございましたら、お申しつけ下さい。なお、今年度に変更された委員の皆様につきまして、本来であれば、委員お一人ずつに委嘱状を交付させていただくところではございますが、時間の制約上、あらかじめお手元に配布させていただきました。失礼とは存じますが、ご了承のほど、お願いいたします。

それでは、お手元の事項書により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、開会にあたりまして、松阪市国民保護協議会並びに松阪市防災会議の会長であります竹上市長よりご挨拶申し上げます。

## 1. あいさつ

(会長)

本日は大変お忙しい中、令和元年度松阪市国民保護協議会ならびに松阪市防災会議にご出席いただき、心から感謝申し上げます。コロナウイルスの影響でこの会議の開催も少しどうかということもあったのですが、やはり必要な会議ですので開催をしていくということでございます。マスクをして出席いただいている方が複数いらっしゃいますが、私どもといたしまして、スタッフはみなマスクを着用し、入り口でのアルコール消毒を行うというような形で、きちんと対策を取りながら、こうした会議はきちんと開催していこうということでさせていただきますので、ご理解のほどよろしくおねがいたします。松阪市には感染が疑われる方は、今のところございませんので、その点については、安心をしておりますけど、そうは言うものの、県内では北勢地域であるとか、伊賀地域といったところで、感染者が出ているというふうなことでございますので、いつ何時我々の地域にも、こうしたことが発生するかという状況でございます。あと、幸いに先週ですね、金曜日には中学校の卒業式を無事に終えることができました、また、今日からですね、この17、18、19日の3日間で、市内36の小学校の卒業式を、規模をある程度縮小しながら開催させていただいているということになっております。日常生活について様々に支障をきたしているところでございますけども、ぜひとも皆様方のご協力をいただきながら、このウイルス対策を乗り切っていきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

本日はいろいろな提案がございますけれども、特に港地区、大石地区から地区防災計画の提案がございます。港地区、大石地区の地域の皆様方におかれましては、熱心に、この防災計画を作るにあたり、取り組んでいただいたと思うのですが、本日ここに提案をいただくということで、昨年度の大河内、西黒部、鵜のですね3地区に引き続いて、今回で5地区がですね、地区防災計画を作ってくださいというふうなことになったところでございますので、あらためて申し上げさせていただきます。すいませんちょっと長い挨拶になりましたけど、本日は幅広い観点から、みなさまに様々ご示唆をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、何卒お願いを申し上げます。開催にあたりまして一言ご挨拶をさせていただきました。本日はご出席いただきありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の会議は、委員総数40名に対し、代理出席を含めて35名のご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。本日ご出席いただきました委員の皆様のご紹介につきましては、皆様から自己紹介をいただくのが本意ですが、時間の都合上、本日お配りしました「委員名簿及

び配席図」によりまして、ご紹介にかえさせていただききたいと存じます。ご了承ください。

また、本日は本市の防災アドバイザーでもあります、三重大学大学院工学研究科の先生にもお越しいただいております。先生には、津波避難対策検討会の会長を務めていただくなど、本市の防災対策に多数のご助言等をいただいております。本会議でも審議に対する補足やご意見等を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、会議時間の短縮を図るよう、事務局からの資料説明については簡潔にさせていただきますのでご了承ください。また、円滑な議事進行について、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。松阪市国民保護協議会条例第4条第1項、松阪市防災会議条例第3条の規定により、議事の進行につきましては、それぞれ会長であります市長にお願いしたいと思っております。竹上市長、よろしくお願いいたします。

## 2. テロ対策松阪・多気・明和パートナーシップの取り組みについて【報告】

(会長)

はい。議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。皆様からの忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。それでは、松阪市国民保護協議会の事項書2「テロ対策松阪・多気・明和パートナーシップの取り組みについて」について、事務局よりお願いします。

(事務局)

なお、例年ですと松阪市国民保護計画の修正についてお諮りしておりましたが、今年度につきましては計画の修正がございませんので、事項書2の報告案件のみでありますことをご了承ください。

それでは、事項書2「テロ対策松阪・多気・明和パートナーシップの取り組みについて」としまして、本日は、松阪警察署警備課警備第二係長よりご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

(松阪警察署警備課)

《松阪警察署警備課より報告》

(会長)

ありがとうございました。

それではこのことについて、ご質問等があります方は、挙手をお願いします。

《異議なし》

以上で、松阪市国民保護協議会に関する事項は終了しました。

続きまして、松阪市防災会議に関する事項に入ります。事項書 2「地区防災計画の計画提案」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

まずは地区防災計画について簡単にご説明申し上げます。

平成 25 年 6 月に災害対策基本法が改正され、市町村の地区内の居住者による主体的な活動に関する計画が「地区防災計画」として位置づけられました。本制度では、地区居住者等が市町村防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）が設けられています。計画提案する意義は、地区のルールを自ら決め、形にして共有することで自助・共助の意識高揚、地域コミュニティの良好な関係づくりなどが期待されるほか、自助、共助と公助の役割分担が明確になることから、効果的に地域全体の防災力向上を目指すものです。

今年度は、2 地区において地区防災計画を策定いただきました。

本日は、港地区より、港まちづくり協議会 会長、大石地区より、大石地区まちづくり協議会 会長にお越しいただいております。ただいまから両地区より提案説明をいただきたいと思っております。提案につきましては、地区の特徴、地区防災計画の策定に至った経緯、地区の課題や今後取り組みをしていきたいことについて簡潔に報告をいただきます。両地区からの報告が終わりましたら、防災会議会長である市長に対し、提案書のご提出をいただきます。

(港地区会長)

港まちづくり協議会です。よろしくお願いいいたします。私からは、港地区防災計画についてご説明いたします。皆さんご承知かと思いますが、港地区は松阪市の沿岸部にあり、狛師町、町平尾町をはじめとする 7 町からなる地域です。計画策定に至った背景としては、「松阪市津波避難計画」において、狛師町、町平尾町が道路狭あい地域と指定されたため、津波避難を見直すきっかけとなりました。策定に向けて、様々な検討を重ね、地区防災計画ができました。

ここで、ワークショップの様子を紹介したいと思います。7 月 11 日の全体会議を港小学校の読書室で実施しました。三重大学の先生より防災講話をいただき、地域防災の重要性の説明がありました。8 月から 9 月にかけて、各自治会集会所や港地区市民センターでロールプレイング方式の災害図上訓練を実施しました。自治会単位で実施し、早朝自宅で、南海トラフ地震が発生の想定で、地震時の対応や避難経路、避難先を地図に書き込みシミュレーションをしました。また、家屋の耐震化や家具の固定など自助の見直しもできました。10 月 27 日は、三重県・松阪市総合防災訓練の会場として港地区が選ばれました。図上訓練で選んだ津波避難経路を利用し、避難訓練を実施。合わせて、経路上の危険箇所チェックを行いました。物資搬送、傷病者搬送訓練は、マームで行われ、ヘリコプターを使った公助連携訓練も行いました。港地区のスローガンです。みなとの「み」 みんな一緒に、みなとの「な」 仲良く避難、みなとの「と」 共に助かろうと決めました。地区から、災害による被害者を出さないよう、

このスローガンを基に防災活動をすすめようと思います。

活動目標としては、防災意識の高揚、避難路に面したブロック塀の撤去又は耐震化、地震・津波の発生に備えた実行動の実施としました。特に、実行動の実施として、計画内に平時からの備え 発災時にすること を記載しました。津波避難経路と避難先です。災害図上訓練や避難訓練をおこない、まとめました。自治会別に、津波避難先、主たる避難経路図も掲載しました。

今後の課題としましては、防災意識のさらなる高揚。今回、地区防災計画を策定しましたが、今後はこの計画の周知をしていく必要があります。また毎年、港小学校児童と合同で防災訓練を実施していますが、今後は、幼稚園や保育園へも参加要請をし、地区が一体となった訓練を実施していきたいと考えています。ブロック塀の取り壊しについては、個人の所有物なので自助での対応となりますが、まち協や自治会からも、取り壊しの働きかけをしていきたいと思っています。避難行動要支援者への対応ですが、スローガンにも掲げたとおり、「みんな一緒に 仲良く避難」できる関係作りを日頃より行っていきたい。また防災だけではなく、自治会やまち協のイベントなどへの参加の声掛けもおこなっていこうと思っています。以上で、港地区防災計画の提案説明を終わります。ご審査よろしく申し上げます。

(事務局)

ありがとうございました。後ほど、市長へ提案書をご提出いただきます。

続きまして、大石まちづくり協議会 防災防犯部会長、提案説明をお願いします。

(大石地区会長)

大石町、小片野町、六呂木町で構成しております、大石地区まちづくり協議会でございます。協議会の防災防犯部会長の方から、大石地区の防災計画風水害編について、提案説明をいたしますので、審議よろしくお願い申し上げます。

大石地区まちづくり協議会防犯防災部会長でございます。座って提案説明させていただきます。大石地区防災計画風水害編の作成についてです。まず、地区の特徴については松阪市域のほぼ中間点に位置する、中山間地域でございます。櫛田川の支流に沿って民家が立ち並ぶ山間地集落を形成しております。そして、国道 166 号線と県道の交通結節点でございまして、コンパクトな市街を形成しております。人口につきましては、本年 2 月 1 日現在で 1,462 人、715 世帯、65 歳以上の高齢化率としては 43.2% ということで、非常に高い地域でございます。策定に至った経緯としては、平成 29 年度に、土砂災害防止法に基づきまして、調査が実施されました、それによって、急傾斜地が、土砂災害特別警戒区域に指定されました。土砂災害ハザードマップが作成されたことで、地域の住民の方の危機感が高まり、そして、近年の気象変動による、大雨、台風などの災害の多発による被害の増大ということがございまして、左の写真は山の崩落そして、右の写真は 166 号線沿いの六呂木町における一昨年台風による被害のものです。これまでに取り組んできたこととしまして、昨年 6 月 23 日に防災講演会、そして、計画策定に向けた住民説明会をさせていただきました。それを皮切りに、7 月 7 日にはワークショップ災害図上訓

練DIGをさせていただきました。これによって、急傾斜地としての避難経路を学んだということがございます。そして、9月29日には地区の合同防災訓練を行いました。これにつきましては、避難路訓練そして、被災地に学ぶということで、多気町の長谷における土砂災害の体験について聴かせていただきました。そして、本年の2月8日に地区防災計画の説明会を自治会、消防団の方にさせていただいたという状況であります。今回、中心になりますのが、土砂災害タイムラインを作成したことがございます。地区の方に、それぞれ松阪市から出た避難情報等が出たときにどのように動くのかを見ていただけるようなもの、そして、実効性の高いものということで、タイムラインを作成させていただきました。そして、裏には概要版を作成いたしました。「雨を、危険を、情報を避難の方法を知ろう」ということで、これについては、今月中の配布を目指しているところでございます。課題や問題点や今後の活動目標でございますけれども、問題点につきましては避難経路が確保できない災害への対応、災害時の要支援者への支援体制づくり、地域防災、減災力を高めるための人材育成と資機材の整備ということでございます。今後の活動目標といたしましては、訓練や研修会を行うことで、地域の防災、減災力を高めていく、そして、自主防災組織の役割や活動の実践を進めていくということであり、災害時の人的被害ゼロを目指して取り組んでまいります。以上で提案説明を終わります。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、ただいまから、市長に対し提案書を提出いただきたいと思いますので、前の方へよろしくお願ひします。

《市長に対し提案書を渡す》

(事務局)

2地区より計画提案がございましたので、ここで委員の皆様にもご確認をいただきたいと思います。ここで、本市の防災アドバイザーにご意見をいただきたいと思います。

(アドバイザー)

せっかくですのでコメントさせていただきます。地区防災計画の位置づけですが東日本大震災を受けて災害対策基本法の改正に基づいて法的に位置づけられたもので、まさに本日、松阪市の地域防災計画の中に2地区、今回の港地区と大石市区の地区防災計画を組み込むという形でやられたものであります。この背景は、平成7年の阪神淡路大震災以降、翌年の災対法改正で自主防災対策の重要性ということがうたわれまして各自地区において住民自らが自助及び共助に取り組むという枠組みが推進されてきたわけですが、ただ、これはですね数値目標を定めたところもありますが、とにかく自主防という組織があればいいという風に進められてきたわけですね、その後のいくつかの風水害も震災も含めまして、特に東日本大震災等において自主防の結成率が極めて高かったにも関わらず自助・共助が機能しなかったとい

う例がたくさんありました。これは結局、役所主導で、要はこの通りにやればいいですよ、マニュアルはこれですよ、防災倉庫はこれですよ、資機材はこれですよとやってきたもののツケだったわけですね。

我々、地区防災学会の中でもでもいろいろと検討を重ねて、3つのポイントを押さえた防災対策が必要であって、1つ目はボトムアップで役所がこれやれとってそのとおりにやるのではなくて住民自らが課題に気付き取り組むという方針であること、2つ目、これは地区の実情に合っていること、つまりはんで押したように山側でも海側でも同じような自主防災組織体制でなくてもよいこと。3つ目は継続しているPDCAが回り継続すること。この3点を満足することを要件として地区防災計画としてやろうと進めてまいったものであります。松阪市としては、2年目になりまして去年3地区あり、今年2地区取り組んでいただき正式な地区防災計画となりアドバイザーとしても嬉しいことだと思っています。ただ、問題はこれがどのように継続されていくかでありまして、ぜひとも今回認められた2地区の皆様方におかれましては今後継続的にレベルアップを図っていただきたいなと思っている次第でございます。以上、私からのコメントであります。どうもお疲れ様でございました。

(事務局)

ありがとうございました。提案は以上となります。先ほどの先生からもコメントも踏まえ、ご確認をいただきますようお願いいたします。

(会長)

ただいま2地区より提案をいただきました。非常に地域の方でも熱心に取り組みをいただいたところと思います。さきほどの先生からのコメントも踏まえ、地区防災計画について、委員の皆様の方で確認いただいて、ご質問やご意見等はございますか。

《特に意見なし》

それでは、地域防災計画の一部とし、地区防災計画を承認したいと思います。ご承認いただきました地区防災計画につきましては、地域防災計画の一部として、令和元年度修正の地域防災計画へ組み入れていきますので、よろしく申し上げます。それでは、提案いただきました地区の方には、ここでご退席をいただきます。本日はありがとうございました。

《退席》

《拍手》

続きまして、事項3「松阪市地域防災計画等の修正について」【議事】を事務局より説明をお願いし



ます。

(事務局)

よろしくお願いたします。

松阪市地域防災計画の修正について、資料1~4に沿ってご説明申し上げます。まずは、資料の説明をさせていただきます。資料1は、地域防災計画の修正概要とさせていただきます。

資料2は、事前に防災会議委員の皆様や庁内委員より提出がありました修正箇所を新旧対照という形であげております。資料3は、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要、これは国が作成した資料ですので、参考としてください。資料4は、松阪市南海トラフ地震防災対策推進計画修正案でございます。委員の皆様には会議時間短縮のため事前に資料1、2を配布させていただきますので主なところのみ、説明をさせていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。資料の1ページ、2修正等の主な項目・内容、第2章：テーマ1、2(発災前にするべきこと)の(1)「住民の避難行動を支援する避難情報」では、平成30年7月豪雨を踏まえ、避難情報をより住民にわかりやすくするため避難のタイミングを明確化した「警戒レベル」が導入されたことを受け、本市としても警戒レベルを用いて避難情報を発令するよう修正いたします。では、2ページをご覧ください。第2章：テーマ3(発災後にするべきこと)の(1)「避難勧告、指示(緊急)、災害発生情報の発令」では、先ほどの「住民の避難行動を支援する避難情報」で申し上げましたが、「警戒レベル」の導入に伴い、「警戒レベル4」相当で避難勧告を発令、緊急性が高い時や重ねて避難を促すときは「警戒レベル4」避難指示を発令します。また、河川の氾濫等、人命に危険を及ぼす災害が既に発生しているとき、「警戒レベル5」災害発生情報を発令します。(2)「災害時の安否不明者、行方不明者、死者に係る個人情報の公表」では、災害時の行方不明者や死者の個人情報を報道機関へ提供するにあたって、これまでは被災者が匿名を希望する場合はその旨を添えた上で報道機関へ提供する等としておりましたが、三重県が新たに策定した公表方針に基づき公表を行うよう修正をいたします。(3)「福祉避難所における要配慮者の支援」では、障がいのある方の特徴・接し方・支援方法などの情報が記載されたサポートブックを活用することで、避難所生活において支援がしやすくなり、本人とその家族も落ち着いて避難所生活を送れることから、サポートブックの活用を追加いたしました。また、昨年度締結しました日本福祉用具供給協会との協定に基づき、避難所等で不足する福祉用具等について協力要請を行うことを追加いたしました。3ページをご覧ください。第5章：南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、(1)「南海トラフ地震臨時情報発表時の市の体制」では、平成31年3月に内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表、令和元年5月31日より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の運用が開始され、本市の対応を追加いたしました。南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、調査を継続している場合、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に、「調査中」「巨大地震警戒」「巨大地震注意」「調

査終了」の4種類のいずれかのキーワードを付して発表されます。新旧対照表の12ページをご覧ください。また、資料3の5ページも参考にご覧ください。「調査中」は、観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合に発表されます。「巨大地震警戒」は想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合（半割れ）に発表されます。

「巨大地震注意」は想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（一部割れ）、また、プレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合に発表されます。これらのうち、調査中または巨大地震注意の臨時情報が発表された場合には、防災対策課による「南海トラフ地震災害警戒準備体制」とします。また、巨大地震警戒が発表された場合には、後発地震に備え、「南海トラフ地震災害警戒本部」を設置し、第一次配備体制とします。

地震発生時から1週間が経過し、国から後発地震に対して警戒する措置が解除された段階で南海トラフ地震災害警戒本部を廃止し、防災対策課による南海トラフ地震災害警戒準備体制へ切り替えを行います。なお、資料3の6ページで、国が示した防災対応ガイドラインをご覧ください。巨大地震警戒発表時の事前避難は1週間程度となるため、本部体制もそれに応じた1週間程度とし、巨大地震注意発表時には1週間程度の警戒準備体制としています。

修正概要の方にお戻りください。（2）南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、市民への広報や施設の緊急点検を行うほか、津波浸水想定区域にお住まいの要配慮者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、あわせて避難所を開設し、後発地震に備えた事前避難を呼びかけます。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された際、市民に対し、家庭における地震対策の再確認等と呼びかけ、注意を促します。その他、各機関より修正依頼があった内容につきましても記述をしておりますので、お読み取りください。

続きまして、資料4をご覧ください。この南海トラフ地震防災対策推進計画につきましては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、本市では平成30年3月に策定をしたものです。

今回の地域防災計画の修正にあわせて、本計画についても赤字にて修正しています。

特に、27～28ページに、臨時情報時の対応について、新たに章を追加しております。修正内容は、先ほど地域防災計画で説明したとおりですので、省略させていただきます。以上、大変かい摘んだ説明で恐縮でございますが、事項3「松阪市地域防災計画等の修正について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（会長）

先生の方から、ただいまの事務局の説明に対し、何かコメントや補足、ご意見等はございますか。

(アドバイザー)

はい、何度もすみません。ご承知の通り防災会議は法定会議であり地域防災計画をここで認めるということは法律で定められておりまして、この会議で定めることは非常に重要な案件だと考えているわけです。国の防災基本計画、あるいは都道府県の地域防災計画と整合性がとれていることが大前提でありますので、基本的な上位計画が変更されてくると市町もその実情に応じて変更が求められる、それが一つ目の大きなポイントですね。もう一つは、松阪市として独自にちゃんと変えていくべきことは変えていくこの2点が含まれているのが今日のテーマであったわけでありまして、国の方を申しますと令和元年度の防災会議で防災基本計画の一部を書き直しまして、それはその前の西日本豪雨の教訓を主に受けて書き直しています。それは今ご説明のあった警戒レベルの導入、1から5の警戒レベルの導入が国の防災計画の大きなポイントだったわけです。これに対し松阪市も今回きっちりと対応していただいたところは大変結構かなと思っております。その他、市町に関するところで重要な防災基本計画の改定というのは南海トラフ地震の臨時情報の発表ということでございました。これも最後のところでご説明があったように松阪市としては臨時情報、特に臨時情報の巨大地震警戒が出されたときの事前避難対策についてきっちり対応を決めて地域防災計画に書き込んだということで適切な対応だったのではないかという風に考えています。その他は国の計画とは関係なくても松阪市独自にやられていることにございまして適切なご対応をいただいているのかなと思います。世間では、例えばこの3月末に向けても色々と議論があって南海トラフ地震の対応について市町でちょっとずつ違っていることについて問題視する議論がマスコミなかで起こりつつあります。ただ、これは市町の実情に応じて対応するのが法律の方針でありますので異なっていることは問題ではないんですけど、例えば雲出川を挟んだ私の住んでいる津市と松阪市で同じ情報に対する市のリアクションが違うということはどういうことなのかという議論が今後出てくると思うんですが、根幹は、今後地震が突然に起こった時に自分で安全避難できない人たちは事前避難の対象者と住民自らが考えていただくということがとても大切で、私も松阪市からはそういう啓発も含めてやっていただくといいのかなと思っております。細かいところはいろいろありますが、適切な改定だとアドバイザーとしては思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明、先生のコメント等も踏まえ、ご審議いただきたいと思います。

多様な角度から皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

事項書3の「松阪市地域防災計画等の修正について」に、ご質問・ご意見等あります方は、挙手をお願いします。

《特に意見なし》

ご意見等がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

それでは、お諮りいたします。松阪市地域防災計画等の修正については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。

《異議なし》

ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、原案のとおり承認し、決定とさせていただきます。

続きまして、事項書 4「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）（案）について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

よろしくお願いたします。私からは「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）（案）」につきまして、資料 5 の概要、資料 6 のマニュアル本冊に沿ってご説明申し上げます。資料 5 をご覧ください。趣旨・背景のところですが、松阪市では東日本大震災の教訓をふまえ、平成 24 年 3 月に「松阪市避難所運営マニュアルを作成しました。

各地区においては、住民協議会を中心に避難所運営ゲームや実動訓練にも熱心に取り組まれているところですが、一方で、避難所ごとの運営マニュアルの作成については一部の住民協議会にとどまっており、決して進んでいるとは言えない状況です。また、平成 28 年熊本地震では、車中泊をはじめとした「避難所外避難者」や、福祉避難所の設置までに時間を要したなどの課題が見受けられました。

そういった課題や教訓をふまえ、三重大学地域圏防災・減災研究センターの水木千春先生のご指導をいただくとともに、福祉や保健、環境、教育といった庁内関係部局や消防団、社会福祉協議会等の関係機関の協力もいただきつつ、現行のマニュアルを点検し、改定案を作成しております。

続いて、改定の主なポイントですが、まず 1 点目の被災者に対する「地域支援拠点」としての位置づけですが、本冊資料 6 は 1 ページをご覧ください。避難所運営の基本的な考え方として大きく 5 点を示し、そのひとつが (4) の地域支援拠点として、避難所外避難者への支援について記載しています。2 点目の初動期の対応ですが、本冊では 6 ページから 11 ページにかけてが初動期です。特に、10 ページにはペットスペースの確保や福祉避難スペースの確保について、まずは発災後すぐに確保することを記載しています。3 点目の女性の視点というところですが、避難所運営委員会には会長 1 名、副会長 2 名としていますが、もちろん会長が女性の場合もあるでしょうが、少なくとも副会長うちの 1 名を女性にすることや、トイレを設置する際にはスフィア基準に従い、3:1 の設置比率とすることなどを記載しています。4 点目のペット対策ですが、環境省より、大規模災害時には、ペットは同行避難を原則とするガイドラインが示されていることもあり、ペットの受入を前提とする避難所運営を目指し、飼い主同士で役割と責任を担う飼い主の会の設置や、飼育時のルール等について記載しています。5 点目の要配慮者

対策ですが、本冊 31 ページをご覧ください。新たに、避難所運営委員会に要配慮者支援班を設け、要配慮者に対する支援を家族や民生委員、市などと連携して行う班としています。また、82 ページ以降には要配慮者の特徴や配慮事項、主な対応について資料編にまとめて記載しています。6 点目の感染症対策・健康管理ですが、発熱や風邪のような症状がある方を要配慮者とし、個室等へ案内することや、感染症患者向けのトイレを用意すること、74～75 ページにあります。また、避難所における衛生管理チェックシートを作成し、セルフチェックを促し、保健師巡回時に避難所の衛生環境・健康管理等について情報共有を図ることなどを記載しています。7 点目の避難所運営の事前準備ですが、冒頭に申し上げました、避難所ごとに避難所運営を検討いただくことを今後すすめていくにあたって、事前にこういうことを検討しておくことが望ましいですよ、ということを示しました。本冊 34 ページから 49 ページにかけて記載をしています。

以上、時間の都合により全てを説明することはできませんが、大きく改定した部分のみ、説明させていただきました。なお、このマニュアル案につきましては 3 月 23 日まで、パブリックコメントを実施しております。今後の予定としては、本日の会議やパブリックコメントでいただいたご意見をふまえ、必要な修正をした上で完成させ、令和 2 年度には住民協議会等に周知・説明を順次行ってまいりたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、事項書 4 の「松阪市避難所運営マニュアル（基本モデル）（案）」について、ご質問、ご意見等があります方は、挙手をお願いします。

(委員)

熊本県では福祉避難所がたくさん被害にあい、人材も被害にあっています。松阪市も近隣の福祉避難所を利用できると思いますが、福祉避難所が被害にあった場合はどこへ行くか。考えておいてほしい。また、医療行為が必要なケースは検討されていますでしょうか。

(事務局)

現在、福祉避難所 28 法人 53 施設を福祉避難所として指定しています。現状の福祉避難所を地図に落とし、地域で少ないところを重点的に指定していくなどの協議をしているところです。ただ、地理的に被災するリスクのある施設も含まれているが、広域避難の検討には至っていないのが現状です。

また、医療行為が必要なケースについては基本的に医療機関への搬送ということになり、マニュアルの 10 ページにも記載をしています。

(会長)

よろしいですか。それでは、他にありますか。

(委員)

今回のマニュアルを拝見したが、要配慮者の立場に立って検討されており、一歩前進が見られたものと思っています。先ほどの説明で地域防災計画の方には加えられたが、サポートブックの活用についてもこのマニュアルにおいても付け加えていただきたい。また、精神障がいなど、実際には配慮が必要なのに要配慮者かどうか一見して分からない場合にはヘルプカードも普及しているので、そういった活用も考えてみてはいかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。パブリックコメントにおいても同様の意見もいただいております。福祉部局とも協議しながら、取り入れていく方向で検討していきたいと思っています。

(会長)

他に意見等がありますか。

(委員)

サポートブックの件についてはありがとうございました。ただ、計画やマニュアルに取り入れるだけでなく、日頃からの啓発が大切だと思います。認知症の方なんかもサポートブックがあれば周りも支援しやすいと思います。

(事務局)

介護部局との協議の中で、ケアマネージャーや生活支援員との連携という話が出ました。私どもも、防災の専門部署ではあるものの、福祉・介護分野について必ずしも精通しているわけではありませんので、気づかされた部分も大変多くありました。避難行動要支援者への対応を考えていく上では、そういった方の力も必要だと思いますし、今後も引き続き連携を図りながら、そういった啓発にも努めていきたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。他に意見はありますか。

なければ、これについても承認いただけるということでよろしいですか。

《異議なし》

(会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、事項書 5「松阪市国土強靱化地域計画について」、事務

局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、松阪市国土強靱化地域計画（案）についてご説明させていただきます。本計画につきましては、防災会議への諮問事項ではありませんが、市の防災対策に関係する計画でありますため、本日も報告するものです。配付いたしました、資料7「松阪市国土強靱化地域計画（案）」の1ページをお願いいたします。

本計画は、本市において大規模自然災害が発生した場合でも、市民の生命や財産を守り、経済社会が致命的な被害を受けず、迅速な復旧・復興が可能となるまちづくりを推進するために、国や県、近隣市町など関係者相互の連携のもと、本市における地域の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する方針として策定するものです。2ページをお願いします。国土強靱化地域計画と地域防災計画の違いですが、国土強靱化地域計画は、あらゆる災害、リスクに備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避するため「事前に」取り組むべき具体的な施策を定めるものです。一方、地域防災計画では、災害ごとの対策や対応について、フェーズごとに実施すべきことを定めております。計画の目標年次については、概ね10年後を見据えつつ、総合計画の周期に合わせて令和2年度から令和5年度までの4年間といたします。

次に7ページをお願いします。本市の国土強靱化の基本目標について、まず、①基本目標として「市民の生命の保護が最大限図られること」など、4つを設定しております。次に、②の事前に備えるべき目標については、「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」など、8つの目標を設定いたしました。これらの目標設定は、国及び県が設定している目標と全て同じ内容です。8ページをお願いします。本市の国土強靱化を進める上での基本的な方針について、国の国土強靱化基本計画に基づき進めるほか、先ほどの基本目標を踏まえ、3つの基本的な方針を設定いたしました。各記載内容については、国の国土強靱化基本計画をもとに記載しております。10ページをお願いします。脆弱性の評価にあたっては、国が実施した評価方法を参考に、まずは想定するリスクの設定をし、次に起きてはならない最悪の事態の設定を行い、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価し、最後に推進すべき施策プログラムの策定をしております。11ページをお願いします。脆弱性評価において想定するリスクについては、大規模自然災害を対象を絞り、自然災害以外のリスクは対象外とします。13ページをお願いします。リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定ですが、国の国土強靱化基本計画での、8つの「事前に備えるべき目標」と、45の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、既に策定済みの三重県国土強靱化地域計画を踏まえた上で、「最悪の事態」の追加・統合・組み替え等を行った結果、本計画案では、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態」を設定しております。14ページの表がその一覧です。15ページをお願いします。施策分野の設定について「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取り組みは、5つの施策分野を12分野ごとの主な施策に分けて整理しました。また、横断的分野として2分野を設定し

ております。16 ページをお願いします。評価の実施手順について、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、現在実施している施策を特定し、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策が必要か検討し、施策分野（個別施策分野、横断的分野）ごとに整理いたしました。その評価結果として、起きてはならない最悪の事態ごとに、どのような対策が必要かを記載しております。起きてはならない最悪の事態の 1-1 から 8-4 まで、16 ページから 54 ページまで記載しております。55 ページをお願いします。本市の国土強靱化に向けた施策プログラムについて、前頁までの脆弱性評価の結果を踏まえ、施策毎に数値目標を設定し、目標に沿った進捗管理を実施するもので、「推進方針」や「指標の（現状値）（目標値）」を記載しております。こちらが 55 ページから 113 ページまで記載しております。114 ページから 120 ページには、先ほどの施策プログラムについて、施策分野ごとに推進方針をまとめたものを記載しております。121 ページ、122 ページは、市のみでは対応が困難な課題について記載をしております。123 ページをお願いします。最後に、計画を修正する必要がある場合には適宜見直すものとし、市の他の計画等との整合性を図っていきます。以上が松阪市国土強靱化地域計画（案）の内容となります。

本計画につきましては、本日の防災会議での報告後、3 月中に県へ提出、内閣府へ報告し、松阪市ホームページで公表していく予定をしております。長くなりましたが、以上、松阪市国土強靱化地域計画の策定についての説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

（会長）

それでは、事項書 5 の「松阪市国土強靱化地域計画」について、ご質問・ご意見等があります方は、挙手をお願いします。

《特になし》

（会長）

ご意見がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

続きまして、事項書 6 「浜岡地域原子力災害広域避難の概要について」、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

それでは、「浜岡地域原子力災害広域避難」についてご説明申し上げます。

これは、静岡県御前崎市にごございます浜岡原子力発電所において、原子力災害が単独で発生し、広域避難が必要となった場合、三重県内 29 市町にて、静岡県袋井市の住民を受け入れる方針となり、このたび、袋井市が「袋井市原子力災害広域避難計画」を策定しましたことから、ご報告するものでございます。資料の 1 ページをご覧ください。袋井市は地図のとおり、浜岡原発から 18km 以遠に位置し、人口は



令和元年12月1日時点で88,581人です。「原子力災害対策重点区域」のうち、原発から半径5kmから31km圏内のUPZ「緊急時防護措置を準備する区域」（地図上の青色）に含まれるため、原子力災害広域避難計画の策定が必要となりました。資料の2ページをご覧ください。

袋井市の避難先についてですが、原子力災害の発生状況に応じて2か所あります。まず、浜岡原発において人為的な操作ミスやテロ攻撃など、原子力災害が単独で発生した場合、「避難先1」として三重県の全29市町に避難します。一方、南海トラフ地震など複合災害によるもので、三重県が被害を受け、受け入れができない場合、「避難先2」の福井県に避難します。両県とも受け入れが困難な場合は、静岡県から国に全国規模の受け入れ支援調整を要請します。次に、避難者が自宅を出て避難所まで避難する基本的な流れについてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。避難にあたっては、袋井市内を地図のとおり8地区の「避難単位」に分けております。

資料を戻っていただき、3ページをご覧ください。フローチャートに沿ってご説明いたします。原発で異常事態が発生した場合、まず住民は「屋内退避」を行います。そして、先ほどの8地区（避難単位）それぞれで放射線量を測定し、基準を超える放射線量に達した地区（避難単位）ごとに避難指示が出されます。放射線量が20マイクロシーベルトを超えた場合は一週間程度内、500マイクロシーベルトを超えた場合は1日以内に避難を開始します。避難の方法は、原則として自家用車か、乗り合いのバス等です。避難者がまず向かう場所は、静岡県内に設置される「避難退域時検査場所」で、高速道路のパーキングエリアや、主要道路沿いの公園などに設置されます。ここでは、放射能検査と簡易除染を行います。その後、三重県に入りますが、避難者は三重県内の地理に詳しくないことから、まずは各地区のランドマークとなる「避難経路所」に向かいます。

資料の6ページをご覧ください。避難経路所は、高速道路インターチェンジからの交通の便や、広い駐車場が必要なため、松阪管内の避難経路所は「中部台運動公園」を指定しております。ここで、避難所の割り振りや、避難所への案内が行われ、避難者は避難所に向かいます。運営は三重県が主体となって行います。

なお、本市で受け入れる地区につきましては、資料のとおり、「今井」地区と「袋井東一」地区を、本市と大台町で受け入れることとなっております。資料の4ページをご覧ください。避難所の運営につきましては、自然災害と同様に避難者が主体となって運営していただきます。ただし、避難所開設等の初動対応は、受け入れ側の本市で対応します。受け入れ期間は、原則として1ヶ月程度とし、それ以降は、より広範囲での移転について静岡県と国が調整を行います。最後に、食料や資機材は原則として静岡県と袋井市が準備しますが、本市の備蓄品等を使用した場合は、袋井市がその費用を負担することとなります。以上が、今回策定されました「袋井市原子力災害広域避難計画」の内容でございます。本計画につきましては、袋井市防災会議にて承認され、先日の3月6日付けで正式に策定となっております。

今後の予定ですが、今回策定されました計画は、「袋井市内のどこの地区が、どこの避難経路所を通り、三重県内のどこの市町に避難するのか」といった「避難の基本的な流れ」を定めたものですが、広域避難の受け入れにあたっては、「避難所や避難経路所の運営方法」や「職員の動員方法」など、様々

な課題がございます。今後、令和2年度と3年度の2か年で、避難経由所の運営マニュアルと、避難先市町の避難受け入れマニュアルの策定に向けて、静岡県・袋井市・三重県・避難先市町が連携して協議を進めてまいります。その中で、避難受け入れに関する様々な課題についても併せて整理・検討をしていく予定です。説明は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

(会長)

それでは、事項書6の「浜岡地域原子力災害広域避難」について、ご質問・ご意見等があります方は、挙手をお願いします。

《異議なし》

(会長)

ご意見がないようですので、ここで質疑を終わらせていただきます。

皆様のご協力で本日の予定していた議事は、全て終了させていただきました。ありがとうございます。最後に、事務局より何か連絡事項はありますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

最後に、全体をとおして、皆様から何かご意見やご提案等はございますか。

《意見等なし》

(会長)

さまざまなご意見をいただきましたので、これまでも増して、より充実した「松阪市地域防災計画」にしてまいりたいと思います。本日は、長時間にわたり、熱心なご審議、また、多様な視点からのご意見をいただき、ありがとうございました。今後とも、委員の皆様方におかれましては、防災会議をはじめ、市防災行政ならびに市政全般にわたり、ご理解とご協力を賜りますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、令和元年度松阪市国民保護協議会及び松阪市防災会議を閉会させていただきます。お帰りの際は、お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。